

想像地図研究所規程

第1章 名称

- 第1条 当研究所の日本語における名称を「想像地図研究所」と定める。
- 2 当研究所の英語における名称を「Imaginary Map Laboratory」と定める。
- 3 当研究所の略称は、日本語では「想地研」、英語では「IML」と定める。

第2章 所在地

- 第2条 当研究所の所在地は、原則として代表者の居住する住所地と同一とする。
- 2 何らかの有事により代表者の居住する住所地にて当研究所の運営が不可能となったときは、代表者の判断により時限的な規定を設けた上で、別の住所を時限的に所在地とすることができる。
- 第3条 当研究所には、本部の他に複数の支部を置くことができる。
- 2 設置する支部の具体的な名称および数は、別に定める。
- 第4条 当研究所の活動場所は、各参加者の研究活動場所を主な活動場所として定める。
- 2 電気通信による仮想的な場所も活動場所として認める。
- 3 電気通信上で交信を行うことは活動の手段であり、当研究所の本体ではない。

第3章 目的

- 第5条 当研究所は、以下の事業を行うことを目的とする。
1. 架空国家「城栄国」の 1 万分の 1 手描き地図の描画
 2. 上記を利用した 10 万分の 1 電子地図の描画
 3. 上記の世界観を説明するための、架空惑星・文化・言語・政治・放送など様々な設定の創作
 4. 上記の 3 条項を達成するための研究
 5. 完全架空の世界観を持った架空の土地の地図を描画することを目的とした芸術活動の普及

第4章 外部に対する敵対行為の禁止

- 第6条 当研究所は、当研究所として、当研究所外部の者に対して正当な理由なく敵対的な行動をとってはならない。
- 2 参加者は、当研究所が前項に反する行動をとっていると誤認させるような行動を慎まなければならない。

第5章 参加者

第7条 当研究所の構成員として「社員」を定める。

第8条 当研究所の役員として、「所長」・「副所長」・「顧問」・「会計」・「監査役」を定める。

2 監査役は他の種類の役員と兼務できない。

第9条 所長は、当研究所の代表者であり、副所長はその補佐を行い、役員は役員総会を構成する。

第10条 役員は社員の投票により選出する。役員は、以下の事項を遵守するものとする。

1. 所長に対して定期的に連絡・報告・相談を行うこと。
2. 会議を欠席する際には事前の連絡に努め、長期間仕事を休む場合には事前に必ず連絡すること。
3. 当研究所の中心となってその事業の実施に従事すること。

2 立候補者が1人のみの場合は無投票による選出とすることができる。

第11条 当研究所の所長になるための条件として、以下を定める。

1. 架空国家「城栄国」の地図の描画・修正・管理を行う能力と意思を継続的に持っていること。
2. 上記を常に行える環境にアクセスできる場所に在住していること。
3. 想像地図の世界観を熟知していること。
4. 想像地図研究所に社員としての在籍期間が通算5年以上あること。

第12条 当研究所の社員になるための要件として、以下を定める。

1. 他の社員と互いに意思疎通が可能な言語能力を有していること。
2. 第3条に定める事業目的及び当研究所規定に同意できること。
3. 当研究所で創作される作品に対して尊敬の念を持つことができること。
4. 暴力団など反社会的結社と近い関係を持っていないこと。
5. 地理・数学・物理について基礎的な知識を有していること。
6. 社員名簿に氏名・住所を登録することに同意できること。

2 社員になるには、所長の定める様式に従い、同意事項と住所氏名などの連絡先情報を所長に提出しなくてはならない。

第13条 当研究所に所属せず、その事業に意見を言うことを目的とした参加資格として、「観測者」を定める。

2 観測者になるには、氏名などの連絡先情報を所長に提出しなくてはならない。

第14条 所長は、第12条2項の様式を提出した者については、役員の意見を参考にして、正当な拒否する理由がない場合は社員としての加入を承認しなければならない。

第15条 社員は自身の意思に基づき脱退することができるが、以下の要件を全て満たす必要がある。

1. 最低でも1ヶ月以上の継続的な脱退の意志があること。
2. 代表へ連絡して承認を得ていること。
3. 当研究所内で創作してきた成果物を当研究所に返還していること。

4. 当研究所内で創作してきた成果物の著作権を有する場合、著作権を当研究所に譲渡していること。ただし、当該社員が当研究所に加入前または2016年6月29日より前に制作を開始した著作物を当研究所における成果物に用いている場合、その著作権の譲渡は義務とはせず、任意とする。
5. 当研究所内で創作してきた成果物の著作者人格権を有する場合、著作者人格権の不行使特約を結んでいること。
6. 進行中の計画に参加している場合、可能な限り引き継ぎを行っていること。

第6章 名簿

第16条 当研究所に加入した社員の氏名・住所は、社員名簿に登録されなければならない。

第17条 当研究所に加入した観測者の氏名は、観測者名簿に登録されなければならない。

第18条 所長は、社員名簿および観測者名簿を厳格に管理し、外部へ流出させてはならない。

第7章 参加者間の調整

第19条 担当者間での調整が必要な設定を実装するときは、合意を得てから行うものとする。

2 他者の創作を妨害する行為は慎まなければならない。

第20条 当研究所内では、多様な思想があることを理解し、対立を煽るような発言は慎まなければならない。

2 信条・信仰・障害およびその他の自らの意思で変更が難しい属性に関して、差別的な発言をしてはならない。

3 信条・信仰・障害およびその他の自らの意思で変更が難しい属性を抱えた構成員に対して、これらの理由により実行が難しい行動を無理強いすることがあってはならない。

第8章 会議

第21条 会議は、対面で行うことを本則とし、必要に応じてテレビ電話システム等を利用した方式などで行うことができる。

2 会議の日程は、別に定める。

3 会議は、所長が定めるところにより所長が招集する。

4 当研究所の構成員の総意が求められる決議や契約を行うときは、会議による承認を得なければならない。

5 会議における議決では多数決によることを原則とするが、職位にかかわらず、強行採決や密約を避け、可能な限り公開で合意形成を行う努力を放棄してはならない。

第9章 著作権

第22条 当研究所の社員による当研究所内での創作成果の著作権は、社員個人ではなく当研究所に帰属する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員が当研究所に加入前または2016年6月29日より前に制作を開始した著作物を当研究所における成果物に用いる場合、著作権を当研究所に譲渡せず本人が保有し続ける権利を持つ。
- 3 前項の規定に基づき、当研究所における成果物の一部の著作権を個人で保有している社員が脱退する場合、著作権を当研究所に譲渡することを義務とはしないが、譲渡しない場合は当研究所が著作物を自由に利用できることについての契約を結び、当研究所の活動に制約が生じないようにしなければならない。
- 4 社員が当研究所に加入前または2016年6月29日より前に制作を開始した著作物を当研究所における成果物に用いる場合、本人の同意を前提に当研究所がその成果物を自由に利用できるものとする。

第23条 当研究所の外部との共同製作物となる著作物が生じる場合、著作権について綿密な協議を行って決定しなければならない。

第24条 会議による承認、および著作権譲渡契約なしに著作権を第三者に譲渡することは、これを認めない。

第25条 当研究所が他の法人または団体に編入される場合、当研究所の参加者の法益が侵されることのないよう、綿密な協議を行って決定しなければならない。特に、著作権の譲渡を求められる契約や、編入と同時に著作権が移転してしまうような契約は、これを否認する。

第26条 当研究所が解散または消滅する場合、当研究所が有する著作権を構成員に譲渡する。この場合、譲受人を誰とするか、協議により決定する。切迫の事情により協議ができない場合は所長が譲受人となった後、寄与度に応じて各構成員に分配する。

第27条 当研究所における制作物を、寄与者の同意なく人工知能に学習させてはならない。

第28条 その他、外部団体等とのあらゆる契約を結ぶ場面において、著作権に関して当研究所が不利益を被る可能性がないか綿密に確認することを怠ってはならない。

第10章 財務と営利事業

第29条 当研究所の運営に要する経費は、寄付金、参加者からの任意の献金、およびその他の収入をもってあてる。

第30条 当研究所の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

第31条 収入と支出の報告は収支報告書にて行い、決算報告は毎事業年度の最終の会議にて行う。

第32条 当研究所が行った事業において利益が生じた場合は、その利益は当研究所に帰属することを本則とするが、寄与度に応じて構成員に分配することができる。

2 観測者および脱退した社員は、利益の分配を求めることができない。

第11章 免責

第33条 活動中に生じた事故等については、研究員はいかなる責任も負わないものとする。

2 各研究員間の損害賠償請求については、これを放棄する。

第12章 記念日等

第34条 当研究所の創立日として、2011年8月15日を定める。

第35条 当研究所の再建日として、2025年8月23日を定める。

第13章 付則

第36条 本規程は、役員総会が必要と判断した場合に、役員の過半数の同意を得て、適宜改変することができる。

第37条 本規程は2016年6月29日より施行する。

2016年6月29日 施行

2019年8月5日 改正

2025年9月15日 全面改正